

令和3年度から 国民健康保険税の軽減基準額などが変わります

国民健康保険税は、市が国民健康保険事業を運営するために、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して賦課する税です。令和3年度から軽減対象になる所得基準額、賦課限度額が変わりますのでお知らせします。なお、令和3年度の国民健康保険税の賦課決定通知書は7月中旬に郵送します。



●令和3年度の改正内容

- ①低所得世帯に対する軽減対象となる所得基準額の算出方法が変更となりました。
- ②課税限度額が改正されました。

①軽減対象になる所得基準額

軽減割合	基準となる所得金額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下
5割軽減	33万円 + 28万円 × 被保険者数 以下	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減	33万円 + 51万円 × 被保険者数 以下	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

※「給与所得者等」…給与所得者(給与収入が55万円を超える人)、および公的年金所得者(65歳未満:公的年金収入が60万円を超える人/65歳以上:公的年金等の収入が125万円を超える人)

②課税限度額の改正内容

賦課限度額	改正前	改正後	増減
医療保険分	61万円	63万円	2万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円	0円
介護保険分 (40歳～64歳)	16万円	17万円	1万円

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金支給の延長について

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いがあり、その療養のため勤務することができなくなった人に、傷病手当金を支給しています。支給対象となる適用期間を、9月30日まで延長しました。

○対象者

会社などに勤めている人(被用者)であって、市国民健康保険被保険者または静岡県後期高齢者医療制度被保険者
※申請方法や必要書類については、お問い合わせください。



8月から「藤色」に！ 新しい国民健康保険被保険者証 を送付します

●新しい保険証の概要

8月1日(日)から、保険証がクリーム色から藤色に変わります。8月以降、病院などでは必ず新しい保険証を窓口へ提示してください。保険証は7月下旬に世帯主あてに郵送します。

有効期限は、原則、令和4年7月31日ですが、次の条件の人は期限が異なります。

- ・令和4年7月31日までに後期高齢者医療保険に移行した場合、75歳を迎える誕生日の前日が有効期限となります。
- ・外国籍の人は、更新日と在留期限終了日を比べて早い日付が有効期限となります。

●新旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届いたら、氏名・生年月日・有効期限などを確認し、台紙からはがしてお使いください。古い保険証は、8月1日(日)以降、個人情報情報が漏れないように破棄してください。

●健康保険が変わったときは手続きを

退職などによる国保加入時や、職場の健康保険加入などによる国保脱退時は、国保年金課への届出が必要です。忘れずに届出をしてください。会社为国保の加入・脱退の届出をすることはありません。

○届け出先

国保年金課(伊豆長岡庁舎)

○届け出に必要なもの

- ▼国保に加入するとき
健康保険等脱退連絡票(勤務先で取得)
- ▼国保を脱退するとき
健康保険等加入連絡票(勤務先で入手または新しい健康保険証でも可)、国民健康保険被保険者証
- ▼加入・脱退共通
窓口に来る人のマイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証など)

●マイナンバーカードが 保険証として利用できる ようになります！

○オンライン資格確認が開始

オンライン資格確認とは、健康保険の資格履歴を一元管理し、医療機関などの窓口で提示されたマイナンバーカードや保険証をもとに、被保険者が加入している医療保険などをすぐに確認できる仕組みです。

○保険証に2桁の枝番が 印字してあります

医療機関などでオンラインの資格情報の確認ができるようになることに伴い、従来の記号番号の隣に個人を識別するための2桁の枝番を印字してあります。なお、令和3年4月1日以降に国民健康保険へ新規加入や再交付の申請をした人には、すでに印字があります。

○利用開始は10月(予定)から！

オンライン資格確認の開始に伴い、10月(予定)より、マイナンバーカード(個人番号カード)が保険証として利用できるようになります。まだ、取得していない人は、早めに取得するようにしましょう。なお、マイナンバー

カードを取得しても、保険証はそのまま使用できます。

保険証として利用するためには、マイナンバーで事前登録が必要になります。詳しい内容については、お問い合わせください。

※国保に加入や脱退などの資格の変更に関する届出は、引き続き保険証が必要となります。



マイナンバーに関する問い合わせ



▲マイナンバーカード
申請方法



▲マイナンバーカードを
保険証として利用するには

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

受付時間/平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分